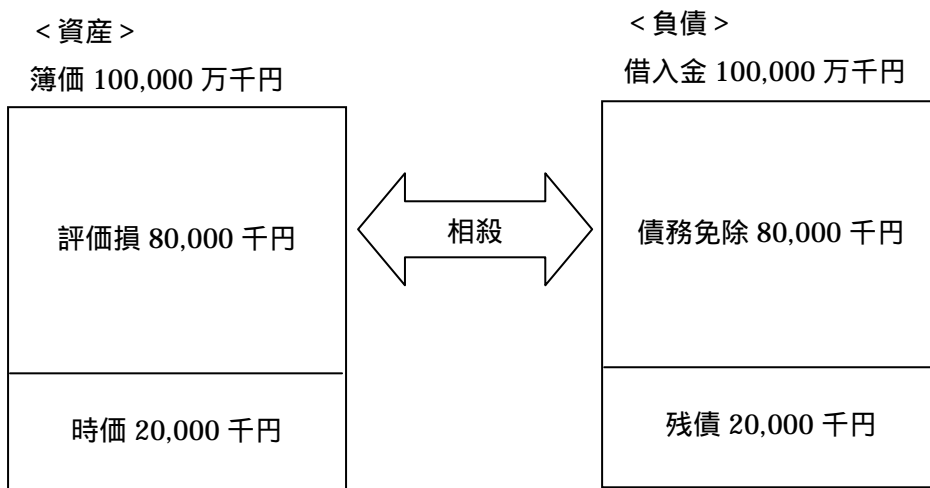


## 民事再生法等による債務免除も非課税に

12月15日に決定された自由民主党税制改正大綱では、民事再生法の再生計画認可の決定等又はこれに準ずる再建計画の合意があった場合において、債務者の有する資産につき、資産の評価損の損金算入が認められることとなりました。

従前は、債務者が債務免除を受けた場合の債務免除益に対する課税が問題となっていました。資産の評価損の計上によって、これが軽減されることとなります。不良資産と過重債務に苦しむ医療法人、個人は、民事再生法等を有効に活用することにより、経営再建が図りやすくなります。



### 第二～十一～8

民事再生法の再生計画認可の決定等又はこれに準ずる再建計画(適正な資産評定に基づく貸借対照表を基礎として債務免除額が定められていること等一定の要件を満たすものに限る。)の合意があった場合に、債務者である法人について、次の措置を講ずる。

- (1) その有する資産の評価損及び評価益の計上を行う。
- (2) 上記(1)の適用を受ける場合には、繰越欠損金のうち青色欠損金等以外の欠損金を優先して控除(債務免除益等の額を限度)をする。